

守成クラブ東京立川会場 着物部 規約

第1条(名称)

本部の名称は「守成クラブ東京立川会場 着物部」とします。

第2条(目的)

本部は、守成クラブ東京立川会場の会員が着物を通じて交流を深め、以下の目的をもって活動を行います。

1. 会員同士の親睦と信頼関係の構築
2. 着物を通じた健康増進とリフレッシュの場の提供
3. 地域社会や守成クラブへの貢献

第3条(参加資格)

本部の参加資格は以下の通りとします。

- 守成クラブ東京立川会場の正会員・準会員であること
- 着物が好き、またはこれから着用の意思があること
- 本規約に同意し、協力的なコミュニケーションが取れること

第4条(禁止事項)

着物部の健全な運営と気持ちよい交流のため、以下の行為を禁止します。

1. バスケット部の名称の不適切利用

着物部の名称・活動を利用して、特定の商材・サービスの販売促進や宣伝活動を行うことを禁止します。

2. 個人情報の取り扱い

着物部の名簿や連絡先情報を、部活動の目的以外で使用することを禁止します。

(個別営業・外部提供・後日の勧誘など)

3. 公序良俗に反する行為

他の部員や施設利用者への迷惑行為、社会的に不適切と判断される行為を禁止します。

4 協調性を欠く行動

安全面を考慮し、協調性を著しく欠く行為、または活動場所のルールに反する行為を禁止します。

※規約違反が認められた場合、協議の上で活動参加の停止・除名の措置をとる場合があります。

※必要な対応に費用が生じた場合は、当該当事者へ実費を請求することがあります。

第5条(運営体制)

本部は、顧問および部長によって運営します。

部長は、活動企画・日程調整・連絡管理などを担当します。

必要に応じて、イベント・懇親会などを開催します。

第6条(改定)

本規約は、メンバーの合意に基づき、必要に応じて随時改定するものとします。

附則

本規約は2025年12月1日より施行する。